

# 大好評！ 紙版画講座

35名参加、「すぐに授業に活かせる」との声を多数いただきました！



「小学校2・3年生で取組まれている紙版画の講習を開催して欲しい」との声を聞き、急遽実施しましたが、35名の参加があり、参加者全員から「とても良かった」との声をいただきました。参加して下さった皆さん、どうもありがとうございました。

アンケートのご意見・ご要望にあった「木版画」や「読書感想画」講座の開催も今後検討し、すぐに実践できるような楽しく魅力ある講座を開催していきますので、どうか積極的にご参加いただければと思います。

なお、毎月1回、国語講座(第2木曜日)、算数講座(第3木曜日)、教育相談会(第4金曜日)も開催しています(原則夕方6時～)。どうぞご参加ください。

沖教組

島  
尻  
情  
報

発行

沖縄県教職員  
組合 島尻支部  
八重瀬町字新城  
1280-1

発行人

仲宗根 朝慶

TEL:998-6250

FAX:998-8009

## 会計検査院調査に伴う給与返還について(お知らせ)!

新聞報道にあったように、国の会計検査院による調査に伴い、「給与返還」の要求がなされています。これは、会計検査院の調査で、勤務時間などと共に校長会・教頭会をはじめ教科の研究会や養護教諭研究会などの総会・役員会・監査など全て「職専免」適用外で「年休」処理をすべきものを「職専免」としていたことが不適切勤務とみなされたことによるものです。

県教育庁は、当該学校の校長を処分「訓告」とし、当該者を「欠勤扱い」とし、その賃金の返還を個人に求めるとしています。更に、会計検査院の調査があった学校を含め県内全ての学校でH19～H23年にかけての調査を行い、同様に処分と賃金返還を行うとしています。

沖教組では、すでに賃金返還を求められている組合員からの相談もあり、顧問弁護士とも相談し、教職員個人に賃金の返還を求めることは法的にも問題があるということで、県教育庁と交渉をしています。

**とりあえず「欠勤届」を出したり、個人で返還しないようにしましょう!**

**賃金返還の要求があったら、必ず沖教組に連絡しましょう!**

## 生け花教室のお知らせ!

お正月の飾り花用にあなたもチャレンジしてみませんか。 ※花代の補助(¥1,000)があります。

期日：12月29日(木) 10時～

場所：島尻教育会館(みな一の)

2011年仕事納めを終えた冬休み、2時間程度ゆったりとした気持ちでお正月用の生け花づくりを学び、お家に飾りましょう!

## 充実！ 支部女性部「学習講演会」



11月2日(水)の午後5時30分から島尻教育会館(みなーの)において島尻支部女性部の学習講演会が行われました。25名の参加があり、「子どもたちに手渡そう」～男女共同参画の実現を目指して～と題して大城貴代子さん(元県女性政策室長、生活福祉部長)の講演がありました。

男女雇用均等法が施行されて25年、その前もその後も労働条件改善のために先輩方が努力・交渉し続けた上に、現在行使できる権利があることが強く感じられるお話でした。そして、今なおその努力は継続されています。沖縄タイムスに山城紀子さんの記事で取り上げられていますのでどうぞご覧ください。

## 賃金交渉、頑張っています！

今年度の賃金交渉は、11月4日(金)、10日(木)の2回という超短期間交渉でした(東日本大震災の影響で人事院勧告が遅れたため)。県総務部に対して、沖教組・高教組・県職労の三者で協力して臨みましたが、県議会の開会を控え、やむなく時間切れで交渉を終えました。

内容については、人事院勧告通り①給料月額平均0.21%(738円)の減額となり、さらに②4月にさかのぼって12月ボーナスから給与カットするということになりました。しかし、人事院勧告では触れられていた③給与の経過措置額の廃止はなし、④1か月以下の育児休業取得者に係る期末手当の支給割合を減じないということは勝ち取りました。

①と②については、若年層(給料表2級96号給以下)にすぐにはあまり影響しませんが、中高年層は少なからず給与カットの影響があります。もちろん、若年層も給料表が引き下げられるということは、生涯賃金でいえば給料が大幅に少なくなります。

来年は、国家公務員並み(給与月額7.8%)の給与減額の可能性大！です。  
給与を維持するためには、組合の交渉が大切で、それ以外に道はありません。

あなたも沖教組に加入し、生活を守りましょう！

## 人事異動要求書手交&養護教員部要請！行ってきました！

10月18日(火)に島尻教育事務所へ、島尻支部三役、各専門部長、養護教員部員の総勢8名で、人事異動要求書の手交と養護教員部からの要請に行ってきました。午後5時から約2時間近く島尻教育事務所長をはじめ総務班長、人事担当の主事の方が対応してくれました。

人事異動要求書にある、「調書の記入にあたっては本人に10日以上(10日)以上の検討期間を保障すること」など校長への周知徹底を図ることは教育事務所としてもしっかり取り組む旨の発言があるなどお互いに協力して良い人事異動ができるよう確認しあいました。また、養護教員部からの「複数配置」と「集団宿泊的行事の引率」に関する要請についてもしっかり話を聞いていただきました。

交渉は組合しかできません！要求実現には組合員の結集が必要です！